

契 約 書 (案)

買受人 徳島県（以下「甲」という。）と納入者（以下「乙」という。）とは、kintone ライセンス及び各種プラグインライセンス一式の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約物件）

第1条 契約物件は、別表のとおりとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。
2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（納入期限等）

第4条 乙は契約成立後、別表記載の指定期日までに、契約物件を別表の指定場所に納入し、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第5条 甲は、物品の納入を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、物品の検査を行い、検査に合格したときは、目的物品の引渡しを受けるものとする。
2 乙は、前項の検査の結果不良品があるときは、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第6条 目的物品について前条の検査終了後、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は、速やかに乙に通知しなければならない。
2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する物品に交換しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後1年間とする。

(危険負担)

第7条 目的物品の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

(履行の遅延)

第8条 乙の責めに帰する事由により目的物品を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、第4条に定める納入期限又は第5条第2項若しくは第6条の指定期日までに履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (3) 乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に掲げる者に該当することとなったとき。
- (5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、検査が完了し契約物品を受領した後、乙から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び目的物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(情報セキュリティ)

第13条 乙は、調達業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純 印

乙 徳島県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

別表

契約物件

品名	数量
サイボウズ kintone（スタンダードコース）	10
トヨクモ FormBridge（プレミアムコース）	1
トヨクモ FormBridge 地図連携	1
あっとクリエーション カンタンマッププラグイン（ライト）	1
あっとクリエーション カンタン公開マップ	1

※ライセンス利用期間は令和8年1月1日から令和9年3月31日までの5か月とする。
ただし、メーカーの規定により年額契約（12か月）のみとなる製品（「あっとクリエーション カンタン公開マップ」）については年額費用での調達とするが、利用期間は令和9年3月31日までとする。

納期

令和8年10月30日（金）

納入場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
危機管理部防災対策推進課 防災企画担当

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制及び業務従事者への周知)

第2 乙は、この契約による業務の履行に当たり、情報資産の管理に関する責任者を明確にするとともに、業務に従事する者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知・徹底しなければならない。

(情報の適正な管理及び目的外利用等の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用し、又はこの業務の目的以外の目的のために利用し、若しくは第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(アクセス情報の安全な引渡し)

第4 乙は、管理者権限等のログイン情報及びアクセス情報を発注者へ引き渡すに当たっては、暗号化等の安全な方法により行わなければならない。

2 乙は、発注者への引き渡し完了後、発注者の承諾なく当該管理者権限及びログイン情報を保持し、又は使用してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 メーカー（サイボウズ株式会社および各プラグイン提供元）における標準的なライセンス発行及び環境手配手続は、前項の再委託に該当しないものとする。

(情報資産の返却及び廃棄)

第6 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体又は書面等について、この契約による業務終了後（引き渡し完了後）直ちに適切に破棄又は消去するものとする。

(事故報告及び対応)

第7 乙は、この契約による業務に関し情報セキュリティインシデント（ログイン情報の漏えい等を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うとともに、被害の拡大防止及び再発防止に必要な措置を講じなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第8 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。